

○神崎郡ごみ処理施設整備事業に伴う生活環境影響調査に係る意見に対する見解

■調査書の縦覧期間 令和5年4月10日（月）～令和5年5月9日（火）

■調査書の縦覧件数 2件

■意見書の提出期間 令和5年4月10日（月）～令和5年5月23日（火）

■意見書の提出件数 1件

中播北部行政事務組合

No	対象項	質問内容	見解
1	4.1-26 (排ガス:濃度)	表 4.1.2-4 の内、排出ガス濃度の諸元の根拠は、3 町から排出されるごみを想定したものか？ また類似施設を想定した数値であれば、今回計画施設との能力差異など示すことは可能か？	ご質問の「煙突から排出されるガスに含まれる物質濃度」ですが、今回計画施設（3 町から排出されるごみ）を想定したもので、プラントメーカーから提出された資料を参考に数値を予測しました。
2	4.1-58 (大気質)	(2)施設の稼働などで、「集じん器」と表現されているが、一般的には「集じん機」と表現されることが多いが、違いはあるか？	集じん器は、粉じんを集める機械を指します。施設整備基本計画では「集じん器」という表現を用いており、整合性を図るため本調査書でも「集じん器」と表現しました。 したがって、ご指摘の「集じん機」と同一のものです。
3	4.1-58(4.1-29) (大気質)	施設の稼働に伴う粉じんについて、定性的な予測をされているが、集じん器の適切な運転管理について、バグフィルターの交換目安等の具体的な管理を示された箇所はあるか。 また、仮に環境保全目標等を超過した場合、フィルターの交換等のための施設停止などはあり得るか。	ご質問のバグフィルターとは、ろ過式の集じん器のことを指します。 フィルターの交換目安に関する具体的な記述はありませんが、粉じんを除去する機能が低下するなど、その役割が果たせなくなった場合に交換等の対応を行うものとしています。 また、この場合、停止期間は確実に整備が完了する期間とし、周辺環境に影響が発生しないよう努めます。
4	4.2-1 (環境騒音)	4)調査期間について、1/6 から 1/7 及び 1/9 から 1/10 を選定されている。平日及び休日ではあるものの、調査時期を考えれば正月明け直後であり、定常的な時期とは言いにくいのではないか。現に H27 年度交通センサス (2-23 項) での市川町西川辺 24 時間値との比較においても、現況交通量は 1/2 倍程度の交通量である。 現況の車両台数、及び、現況騒音値の増加は、環境基準に近づく。仮に当該計画による廃棄物運搬車両の増加でこれら環境基準を超過する、または、超過のおそれがある場合、対策	交通量調査の実施時期が年始であり、定常的な時期とは言い難いのご指摘ですが、組合としては正月三日を除けば交通状況が大きく変化するものではないと認識しております。 他調査との比較分析をされていますが、組合が実施した交通量調査は、所定の方法により現況の車両台数を調査し、施設稼働後の車両通行台数を予測したうえで騒音値を算出しており、その値は環境基準を満足するものとなっています。 また、具体的な環境保全措置として以下の対策を掲げています。

		は検討されるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・速度、積載量等の交通規則を遵守。 ・空ぶかしの禁止。 ・急加速等の高負荷運転を避ける。 ・アイドリングストップの徹底。 ・搬入時間、搬入ルート分散化に努める。
5	4.2-16、4.2-17 (施設騒音)	<p>②予測式の内、「r：音源からの距離」について、示されていないが、各施設と予測地点までの経路をどのように設定されたか。</p> <p>同様に「S1：壁の表面積」「S：壁の分割面積」</p>	予測ソフトウェア内にて機器、建物及び音源を3次元モデル上に配置し、設定を行いました。
6	4.2-17 (施設騒音)	<p>②予測式について、指針の「3騒音関連」を参考にするならば、「室から室」への予測を考慮されると考える。</p> <p>当該アセス書では各施設が複雑に設置されているが、それら騒音の「室から室へ」は考慮されているか。</p>	図4.2.3-3は、騒音の発生源となる機械の計画配置図を示した模式図です。予測では安全側を考慮し（最悪の条件で）、内部の壁が無い状態で予測しています。
7	4.2-17 (施設騒音)	部材の透過損失はメーカー資料を参考にされているが、メーカーが透過損失そのものを公表しているか？材質であるならば、透過損失を導き出した（トレースできる）数値が必要ではないか？	透過損失とは建物の壁等の遮音性能を示す数値であり、その数値はプラントメーカーから提出された資料を参考に予測を行いました。
8	4.2-16 (施設騒音)	吸音率についても同上。	吸音率とは建物の壁等が音を吸収する大きさを数値で表したものであり、その数値はプラントメーカーから提出された資料を参考に予測を行いました。
9	4.2-18 (施設騒音)	②予測条件の設定について、安全側を考慮するならば、すべてを稼働させた状態を想定した予測と考えるが、齟齬はないか。	お見込のとおり、対象となるすべての機器を稼働した状態で予測しています。
10	4.2-40 (環境騒音)	2)環境の保全のための措置のうち、「廃棄物運搬車両が集中しないよう搬入時間、搬入ルートの分散化に努める」とある	全国的に見れば、施設稼働後に多くの施設管理者が同様の対策を行っております。当組合においても、組合管理者の責任

		が、現実的に可能か。誰の指示、誰の管理責任の上で努めるか。	において環境保全対策に努める次第です。
11	4.3-16 (環境騒音)	表4.3.3-4のうち、「・・・(L01)」→「・・・(L10)」と思われる。	ご指摘のとおり誤りであり、修正します。
12	4.3-4 (施設振動)	振動の距離減衰式において、幾何減衰定数を複合波の0.75を採用しているが、減衰を大きく見積もっていないか？	振動は表面波と実体波が複合し伝播することから、表面波の幾何減衰定数(1.0)と実体波の幾何減衰定数(0.5)の中間の値として0.75を採用しました。
13	4.4-6 (施設悪臭)	表4.4.2-2のうち、悪臭物質の許容流量に関して、3町から発生する悪臭の発生源濃度をどのように設定されたか。根拠を示されたい。	3町から発生する悪臭にて発生源濃度を設定していません。敷地境界における規制基準より悪臭物質の許容流量を設定しました。
14	4.4-10 (施設悪臭)	2)環境の保全のための措置のうち、ごみの受け入れ時のチェックなどは困難か。仮に廃棄対象外の廃棄物の混入があった場合、どのように分類するのか。	悪臭に関する環境の保全のための措置についてのご質問かと思われませんが、悪臭の原因となるごみを受入時にチェックすることは現実的には困難であると考えています。また、処理不適物や危険物などのチェックは計量時及びごみピット投入前に行うこととなります。
15	5-3 (大気質)	環境保全措置のうち、廃棄物運搬車両の収集経路について「検討する」やアイドリングストップを「励行」では、措置として弱い印象を持つ。 ※アイドリングストップについては、簡易版では「徹底」となっている。	ご指摘のとおり、調査書と簡易版では表現が異なっています。表現方法に関わらず、環境基準を遵守し周辺住民への影響を最小限に抑えるよう環境保全対策に努めてまいります。
16	5-3 (施設騒音)	環境保全措置のうち、施設の稼働（騒音）について、「特に大きな騒音の発生する機器類は専用室に配置する」とあるが、メーカー値を見れば概ね対象の機器類が把握できると思うが、当該アセス書に反映されているか。	ご指摘の点については、予測条件に設定のうえ、予測結果に反映されています。
17	5-3	環境保全措置のうち、施設の稼働（振動）について、「防振	同上。

	(環境振動)	ゴム」とあるが、当該アセス書に反映されているか。	
18	全般 (環境基準)	環境保全目標について、概ね環境基準・規制基準を設定されているが、上乘せ基準、もしくは、地域協定の類は検討されていないか。	環境保全目標は「周辺住民に日常生活に支障を生じさせないこと」を前提のうえ検討した結果、環境基準・規制基準の適用が適切と判断しました。
簡易版	-7-	表 2-3 及び 2-4 のうち、(L5) → (L10) とと思われる。	ご指摘のとおり誤りであり、修正します。
	-8-	表 2-7 及び 2-8 のうち、(L5) → (L10) とと思われる。	ご指摘のとおり誤りであり、修正します。